



大規模災害発生時における東大阪市文化創造館の使用に関する協定書

東大阪市（以下「甲」という。）及び東大阪文化創造館株式会社（以下「乙」という。）並びに大阪府布施警察署（以下「丙」という。）は、大規模災害が発生した場合において大阪府布施警察署庁舎（以下「警察署庁舎」という。）が被害を受け使用不能となったときにおける当該庁舎の代替施設として東大阪市文化創造館（以下「文化創造館」という。）の使用について、次の通り協定を締結する。

（用途）

第1条 丙は文化創造館を警察署の代替施設として使用する。

（使用開始時期）

第2条 使用開始時期は、大規模災害により警察署庁舎が使用できなくなったときかつ文化創造館が臨時休館する場合において、丙から甲に文化創造館の使用の申し出があり、甲から乙に使用する旨の指示があったときとする。

（使用期間）

第3条 使用期間は、前条の使用開始があったときから、警察署庁舎として使用する仮施設が確保され、その運用が開始されることについて丙から甲に申し出があったときまでとする。

（使用の範囲）

第4条 代替施設の使用の範囲は、原則、文化創造館の創造支援棟一部の諸室及び駐車場の一部とし、該当施設及び使用面積については、甲及び乙並びに丙が協議の上、これを決定するものとする。

（使用料）

第5条 代替施設として使用する場合の施設の使用料及び通信費並びに光熱水費は無償とする。

（現状復帰）

第6条 丙は、使用期間が満了した場合にあっては甲の指定する期日までに、丙の費用で現状復帰し、甲に返還しなければならない。

（損害賠償責任）

第7条 丙が文化創造館を使用する場合において、丙の責により文化創造館を毀損又は滅失させた場合は、丙はその損害を甲又は乙に賠償しなければならない。

（合同防災訓練の実施）

第8条 乙及び丙は、代替施設使用訓練を含む合同防災訓練を定期的実施するものとする。

（所有権変更等に係る通知）

写

第9条 甲は次の各号に掲げる事項について、事前に丙に通知するものとする。

- (1) 文化創造館を廃止するとき
- (2) 文化創造館の指定管理者が変更したとき
- (3) 文化創造館を甲が自ら使用し、警察署庁舎として使用できないとき

(協定の解除)

第10条 前条の規定により文化創造館を代替施設として使用することができなくなった場合は、この協定はその効力を失うものとする。

(協定の有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、令和3年9月1日から令和4年8月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲乙丙いずれかからこの協定の解除について書面による申し出のない限り、さらに1年間延長するものとし、その後に期間満了した時も同様とする。

(疑義の決定)

第12条 この協定書に定めのない事項又はこの覚書の解釈に疑義が生じたときは、甲及び乙並びに丙が協議の上、これを決定するものとする。

<物件の表示>

東大阪市御厨南二丁目3番4号
名 称 東大阪市文化創造館
場 所 創造支援棟一部の諸室及び駐車場の一部

この協定書の締結を証するため、本協定書を3通作成し、甲及び乙並びに丙は署名の上、各自1通を保有する。

令和3年9月1日

(甲) 東大阪市荒本北一丁目1番1号

東大阪市長 (自署)

(乙) 東大阪市水走二丁目17番6号

P F I 東大阪文化創造館株式会社

代表取締役 (自署)

(丙) 東大阪市下小阪四丁目1番48号

大阪府布施警察署長 (自署)